

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。
令和7年4月1日

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可

次の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和6年12月26日	広島県知事（特－2）第25931号	(株)アイシム	神農 徹	広島県広島市西区 田方2-14-3	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和6年12月25日	広島県知事（般－1）第19978号	(有)桑田	桑田 大樹	広島県広島市佐伯区 坪井1-33-26-5	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和6年12月18日	広島県知事（般－3）第40400号	(株)ネクストアースコーポレーシ	橋本 直大	広島県広島市西区 庚午中1-2-50レジデンス庚午ヒライ1階	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和6年12月18日	広島県知事（般－3）第31267号	共立産業(株)	伊東 直行	広島県広島市安佐南区 西原4-37-26	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和6年12月9日	広島県知事（般－5）第40985号	(株)UEMOTO	上本 芳久	広島県三次市 粟屋町365-1	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和6年12月9日	広島県知事（般－1）第4533号	(株)テクト	寺尾 博明	広島県広島市東区 矢賀新町1-2-8	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和6年12月6日	広島県知事（般－2）第7149号	(株)HEIWA	矢嶋 龍大	広島県広島市南区 出島1-24-24	一部廃業	大、左、屋、電、管、タ、筋、板、ガ、防、内、絶、具
令和6年12月9日	広島県知事（般－3）第31068号	谷本建築	谷本 信明	広島県江田島市 沖美町是長1826-2	一部廃業	大
令和6年12月2日	広島県知事（般－3）第887号	(株)グラステック多田	多田 敏治	広島県広島市中区 東白島町11-20-201	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和6年12月4日	広島県知事（般－1）第39326号	(株)ヨシケン	吉田 大起	広島県広島市西区 古江新町10-22	一部廃業	建
令和6年12月18日	広島県知事（般－1）第30289号	広島アイホー調理機(株)	芳賀 泰至	広島県広島市西区 大芝3-18-14	全部廃業	許可に係る全ての建設業